

令和2年度 第3回 邑南町教育委員会 会議録

1. 招集期日 令和2年5月21日(木)
招集場所 出羽公民館 研修会議室
2. 出席委員 土居教育長、高倉委員、森岡委員、服部委員、井上委員
3. 説明のため出席を求めた者及び参加者
高瀬学校教育課長、大橋生涯学習課長
4. 会議録に署名すべき委員の指名
高倉委員、井上委員

土居教育長：

日程第1

これより、第3回の邑南町教育委員会を開催いたします。

(13:25～)

日程第2

本日の教育委員会の会議録署名は、服部委員さん、高倉委員さんをお願いをいたします。

日程第3 議決事項

議案第6号 邑南町立小中学校教職員の服務規則の一部改正について

高瀬学校教育課長

資料を基に説明

新旧対照表をご覧ください。今回、第2条のところに会計年度任用職員について追記となっています。第28条の2項について、自己啓発等についての条項を追記しています。第45条については、会計任用職員には適用しない条項をまとめています。また、2条についても臨時的任用職員には適用しない条文を載せています。第46条特例として、会計年度任用職員についての規定をまとめて載せています。新たな条文の追加により、45条については2条繰り下げています。この規則については公布の日から施行し、令和2年4月1日から適用するものです。

土居教育長：

ご質問はございませんでしょうか。

教育委員：なし

土居教育長：

議案第6号についてはご承認いただけますでしょうか。

教育委員： 了

土居教育長：

議案第7号 区域外就学について

高瀬学校教育課長：

資料を基に説明

(個人情報につき省略)

土居教育長：

ご質問はございませんでしょうか。

教育委員：なし

土居教育長：

議案第7号についてはご承認いただけますでしょうか。

教育委員： 了

土居教育長：

議案第8号 令和2年度邑南町小中学校主任等発令意見具申について

高瀬学校教育課長：

資料を基に説明

各小中学校から、今年度の主任等発令通知書が出ています。

土居教育長：

学校から出されたものについて承認をするものです。学校によって違うのは、規則に定めらるもの以外に、学校長が定めたものがあるためです。

議案第8号についてはご承認いただけますでしょうか。

教育委員： 了

土居教育長：

議案第9号 邑南町要保護及び準要保護児童生徒就学援助実施要綱の一部改正について

高瀬学校教育課長：

資料を基に説明

改正文を添付しています。施行日については、公布の日から施行し、令和2年4月1日から適用することとしています。支給の特例について、年3回を年3回以上とし期間限定で令和3年3月31日までとします。新旧対照表で、第6条のところで新たに追加をしています。今回は新型コロナのウイルス感染症拡大によ

り離職や休業したことにより著しく収入が減少した場合であり、3項を追加しています。1学期については前2月分の所得証明、以下2学期3学期について前4月、前6月の所得証明により算出をします。すでに4月に通知をしていますが、今回の新型コロナの関係で、対象の家庭には議決をいただいた後改めて通知をしたいと思います。

土居教育長：

就学援助については前年度（4～3月）の所得の確定が6月ですので、就学援助世帯を教育委員会で承認してもらうことになっていますが、今回の感染症で突然の離職、休業により前年度の収入が参考になりませんので、1年限りとしての要綱改正です。

服部委員：

収入が減った場合において、離職した場合はどうなるか。

高瀬学校教育課長：

ハローワーク等で離職証明できるものがあれば、それで判断をしたいと思いません。

井上委員：

離職の要因が必ずしもコロナに限るものか。

高瀬学校教育課長：

従来どおり前年度の所得証明で判断をしていましたので、必ずしもコロナだけに限定するものではございません。証明が提出されれば対応いたします。

土居教育長：

コロナに限定しなくとも、収入が減って子どもの教育に資することができない家庭を救済するものです。本来は、年度途中であっても申請はできるようになっています。

森岡委員：

所得についてはどう判断をするのか。所得なのか収入なのか。所得であるなら、どの部分をもつての判断となるのか。2月分の所得はどう判断するかと聞かれたときの回答はどうするか。

高瀬学校教育課長：

サラリーマンの方と事業者と形態が違うので、所得であるか収入であるかは柔

軟な対応をしたいと思います。

土居教育長：

議案第9号についてはご承認いただけますでしょうか。

教育委員： 了

土居教育長：

議案第10号 久喜銀山遺跡調査指導委員会委員の委嘱について

大橋生涯学習課長：

資料を基に説明

8名の委員さんに、引き続き留任の意思表示を確認しましたので上程をするものです。

土居教育長：

ご質問はございませんでしょうか。

教育委員：なし

土居教育長：

議案第10号についてはご承認いただけますでしょうか。

教育委員： 了

土居教育長：

議案第11号 邑南町食育推進会議委員の委嘱について

大橋生涯学習課長：

資料をもとに説明

名簿の中で令和2年4月1日からの方が、組織の改編により新たに委員となりましたのでご報告します。

土居教育長：

ご質問はございませんでしょうか。

教育委員：なし

土居教育長：

議案第11号についてはご承認いただけますでしょうか。

教育委員： 了

土居教育長：

議案第 12 号 令和 2 年度邑南町一般会計補正予算第 3 号について

大橋生涯学習課長：

資料を基に説明

新規事業としてキャリアパスポートができましたので、歳入として計上しています。歳出については、公民館、図書館等任期付き勤務職員の給与改定並びに公民館長の通勤手当などの変更によるものです。

高瀬学校教育課長：

歳入については、子ども読書活動推進事業交付金ができるので計上しています。歳出について、事務局費として人件費の変更がありました。教育振興費については、学校司書の報酬単価改定によるものです。ふるさと教育推進事業については、新たな補助金項目が追加となりましたので増額となっています。

土居教育長：

ご質問はございませんでしょうか。

教育委員：なし

土居教育長：

議案第 1 2 号についてはご承認いただけますでしょうか。

教育委員： 了

土居教育長：

議案第 13 号 教育財産の購入契約（スクールバス取得）について

高瀬学校教育課長：

資料を基に説明

デザインについては資料のとおりで、昨年と違うところは、オリパラ、ゴールボール、フィンランドの標記がないところです。取得物件については、羽須美田所線について車両 1 台購入予定です。取得の目的は、車両の老朽化に伴う更新です。現在の車両が取得後 1 4 年を経過しており、走行距離が 4 6 3, 6 3 6 k m となっています。納車のスケジュールとしては、6 月入札を予定しており、工期は部品調達が海外生産のものがあるために 3 月 3 1 日としています。仕様については、昨年のもと同型のものになります。2 9 人乗りです。

森岡委員：

予算はどうなっているか。金額を示したものがない。

高瀬学校教育課長：

予算としては、11,800千円を計上しています。

土居教育長：

議案第13号についてはご承認いただけますでしょうか。

教育委員： 了

土居教育長：

議案第14号 社会教育関係施設の開館について

大橋生涯学習課長：

資料を基に説明

現在、社会教育施設については、コロナウイルスの影響で閉館・閉鎖をしていますが、5月22日に対策本部が開かれますので、その会議に提出をする資料となっています。事務局としては来週の火曜日から、対策を講じながら会館に持っていきたいと考えています。なお公民館については、行政の分散化が一部おこなわれていきますので、それが解除された後に公民館は来月からの開館を考えています。図書館、ハンザケ自然館、郷土館については5月26日からの開館に向け準備をしています。元気館のプレイルームについてはアリーナが分散化で職員がおり、動線の確保が難しいので、週末の日中で開放をして行く予定です。但し、今まではフリースペースとして予約なしでの利用が可能でしたが、3密を避けるために事前の予約をしていただいて利用時間や人数の制限をかけ、日直が対応することにします。また、資料にあるように国が示している感染対策チェックリストが設けられましたので、邑南町の施設においてもこれらを利用しながら利用者の方にも周知をしていきたいと思えます。施設の利用については、この対策リストは入り口に張り出しをし、カギ等を貸し出す場合については、用紙を手渡しすることにしています。

土居教育長：

ご質問はございませんでしょうか。

教育委員：なし

土居教育長：

議案第14号についてはご承認いただけますでしょうか。

教育委員： 了

土居教育長：

議案第15号 緊急経済対策に伴うGIGAスクール事業について

高瀬学校教育課長：

資料を基に説明

当初予算として、W i F i 環境整備と端末については小5・6、中1について計上をしていましたが、今回新型コロナウイルスの対策で学校でのオンライン授業を進めるということで前倒しになりました。小5・6、中1以外の学年についても整備をすることになりました。現在予定をしている購入費については資料に示しているとおりで。また、各家庭の環境整備がまだの家庭がありますので、加入促進費として上げています。今回の環境整備については、町長・副町長協議をしており、6月補正か臨時になるかは未定です。

土居教育長：

今年度中にW i f i 環境は整備することは当初のとおりで、端末については3年計画での整備予定でしたが、コロナの関係で単年で整備するよう国からの方向が示されました。また、長期休業の場合の学習を進めていく上で、オンライン授業を可能にできるよう整備を進めるために今回必要な整備をする予定です。調整が必要な部分がございますが、今回議決をしてもらいたいところです。

保護者世帯のインターネット環境について調査をしましたが、約16%の家庭が加入をしていない状況でした。これに対して、インターネットの加入促進をするということで、経済対策でお願いをすることにしていきます。

森岡委員：

今年でこれだけの環境を整備することとなると、機器類の確保はできるのか。

高瀬学校教育課長：

予算計上ができ契約ができれば、早めに対応をして行きたい。

森岡委員：

加入促進費については、すでに加入をしておられる家庭との公平性はどうか。

高瀬学校教育課長：

ケーブルの整備を始めた時には、約10万円掛かるところが1万円で加入ができていたので、公平性は保てるかと思えます。

土居教育長：

インターネット使用料については促進と言うことで、情報推進室から営業として使用することを検討されており、オンラインをするときにはその時間帯だけ無

料で利用できる設定が可能であるとの回答をいただいています。

井上委員：

学年が変わって、未加入の世帯が出てきた場合はどうするか。

高瀬学校教育課長：

その場合は、学校がW i f i 環境が整うことと、公民館にも整備をする計画です。施設の利用をお願いをしたいところです。

土居教育長：

議案第 1 5 号についてはご承認いただけますでしょうか。

教育委員： 了

土居教育長：

議案第 16 号 生涯学習施設水道蛇口の取替について

大橋生涯学習課長：

資料を基に説明

3 6 施設(公民館・社会体育施設等) あるうち、ねじり式が 1 3 8 個、トイレが 4 個、調理室他 8 7 個、掃除用具庫 1 4 個で、2 4 3 個の蛇口についてレバー式に変えていく予定です。

土居教育長：

ご質問はございませんでしょうか。

教育委員：なし

土居教育長：

議案第 1 6 号についてはご承認いただけますでしょうか。

教育委員： 了

土居教育長：

議案第 17 号 邑南町教育委員会事務局組織規則の一部改正について

大橋生涯学習課長：

資料を基に説明

今年度から、ハンザケ自然館が直営になり学芸員として辞令書を出したところですが、規則の改正ができていませんでしたので今回上程するものです。新旧対

照で、第7条の3号に学芸員を新たに設けました。附則については、令和2年4月1日から適用することをお願いをいたします。

土居教育長：

ハンザケ自然館の職員が学芸員の資格を取得しましたので、今回の改正とするものです。ご質問はございませんでしょうか。

教育委員：なし

土居教育長：

議案第17号についてはご承認いただけますでしょうか。

教育委員： 了

～中略

日程第6 その他

・次回の教育委員会日程について

6月30日（火）14時30分から 元気館

日程第7 閉会宣言

以上で、第2回目を終了します。

(～15:07)